



28東経企発第8号

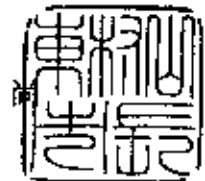
東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例  
見守り・検証会議

会長 西村 弥 様

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議条例第2条の  
規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

平成28年6月23日

東村山市長 渡 部



記

#### 1 諮問事項

平成27年度に東村山市が策定した計画・条例等が「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」第3条に定める市民参加の原則に則って行われたかについて

#### 2 諮問の趣旨

平成26年4月より施行された「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」第3条では、自治を進める基本原則として、情報共有、市民参加、協働を定めており、市はこの原則に沿ってまちづくりを進めることとしています。

このことについて、貴会議に対し、平成27年度において市が策定した計画・条例等が、この基本原則の中でも市民参加の原則に則した適切かつ効果的な取り組み（手法）によって策定されたかについて意見を求めたく、ここに諮問いたします。

以上